

瀬戸内トラストニュース

第81号 2023年9月

環瀬戸内海会議事務局 〒700-0973 岡山市北区下中野 318-114 松本方 TEL&fax 086-243-2927

第34回総会&瀬戸内法50年シンポ 7月1~2日、豊島で開催しました



2023.7.1 環境学習～産廃不法投棄現場北海岸生物調査。こころの資料館で石井顧問に「豊島事件」の歴史を聞く



2023.7.2 第34回総会 瀬戸内法50年シンポジウム

瀬戸内法50年の節目の年、瀬戸内海汚染総合調査団団員、環瀬戸創立時のメンバー、香川大で環境問題に取り組む学生、そして高校生まで老若男女相まみえ、加えて豊島島民の皆さんの参加。かつてない色とりどりの市民が豊島に集った。瀬戸内法50年シンポは40名が参加しました。熱のこもった基調講演と報告、そして提言をうけて、熱い質疑応答が交わされました。

目次

報告 瀬戸内法50年プロジェクト		
＝ 7月1日 豊島で環境学習ツアー ＝		
・豊島こころの資料館で「豊島の歴史」をたどる	石井 亨	2
・豊島不法投棄現場北海岸の干潟生物観察 坂本明弘先生に聞く	石井 亨	3
＝ 7月2日 瀬戸内法50年シンポジウム part1 ＝		
・汚染調査団から50年をふりかえり、これからの瀬戸内海を考える	山田國廣	4
・豊島からの報告「豊島事件と瀬戸内海」	石井 亨	6
・瀬戸内法50年と同時進行の「生物多様性の国際取組み」を活かそう	湯浅一郎	7
瀬戸内法改正の趣旨を活かし、府県の取組みは行われているのか	末田一秀	9
《兵庫県》 50年の節目に参加させて頂いて 播磨灘から磯浜復元を	秋田和美	10
《岡山県》 漁協への聞き取りに参加して 次の50年に希望をつなごう	西井弥生	11
《広島・愛媛県》 2023年度海岸生物調査の報告	井出久司 大野恭子	12
瀬戸内海の環境の保全に府県計画変更にあたってのパブコメ意見	末田一秀	13
環瀬戸内海会議第34回総会報告 瀬戸内法50年をふりかえる	松本宣崇	14～17
《山口県上関町》 上関町長が中電に中間貯蔵調査受け入れ表明	三浦 翠	18
《広島県三原市》 「命・くらし・水」は誰が守る!?	三島弘敬	19
いんふおめいしょん 事務局からの大切なお知らせ・お願い		20

報告

瀬戸内法50年プロジェクト — 環境学習 & シンポジウム in 豊島 —

7月1日 豊島で環境学習ツアー

◆ 豊島 こころの資料館で「豊島の歴史」をたどる

環瀬戸内海会議顧問 石井 亨



1975年に端を発する豊島事件は、今年48年目を迎えている。豊島事件とは豊島の西端に、悪質な事業者・松浦により、13年間にわたり有害廃棄物が大量に持ち込まれ、野焼きされ、

埋立てられた事件である。

この事件の第1のフェーズは1975年発端から2000年の調停成立までとして捉えることができる。1970年公害国会の年、初めて本格的に廃棄物を扱う「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が生まれた。それから僅か5年後に豊島で「全国から有害廃棄物を集めてコンクリートで固め、太平洋へ沈める」という処理場構想が持ち上がった。しかしこの時代、「公害」には関心は高かったが、廃棄物に対する知見や関心を持つ国民は殆どいなかった。

「ゴミに反対するのは、住民エゴ、事業者いじめ」と、県知事が発し、陳情、デモ、離県決議、裁判と手を尽くしたが、結果的に「絶対に間違いは起こさせない」という香川県の約束の下、豊島住民は無害物中間処理場を受け入れさせられた。

しかし、事業は悪質を極め、無法の野焼きの煙が島を覆った。豊島住民は再三、県に違法性を訴え、行政監察局、警察へと足を運んだ。しかし、操業が止まることはなかった。

1990年の兵庫県警の摘発で事業は止まり、事業者・松浦は逮捕され、有罪が確定したが、後には膨大な廃棄物が残された。同時に風評被害により豊島の農海産物の取引は止まった。

香川県は、県庁の全ての能力を使って問題を解決すると豊島住民に約束し、事業者に対して「廃棄物の撤去」を命令するが、1993年には1000トン余りの撤去をもって、早々と安全宣言を出してしまう。

行政による解決が困難と予見した豊島住民は、自ら事件の真相を調べ直し、「香川県は当初から違法であることを知っていたが（事業者が）恐くて指導ができなかった」「事業者に結果として行政が入れ知恵をしていた」「香川県が権力で住民の訴えを圧殺」していた事実を突き止める。

本件は、香川県と松浦の共同正犯によってもたらされた事件だったことを突き止め、公表すると同時に公害調停を申し立てたのであった。

しかし豊島住民には「豊島住民は何故こんなになるまで止めなかったのか」の言葉が浴びせられた。

また、行政は間違いを起こさないという「無謬性」神話がまかり通り、仮に間違っただとしても、行政の過ちを税金で後始末することは許されない。

「豊島の人たちは、他の県民に迷惑をかける人たち…」「お前ら豊島住民は瀬戸内海にダイオキシンを垂れ流しやがって迷惑だ、香川県から出ていけ…」といった無情な言葉を投げつけられながらも7000回もの直接行動で世論を形成し、決して動くはずはないと言われた県行政を動かし、全ての廃棄物を原材料として再利用という前例のない原状回復事業を実現するに至ったのである。この事件が現在の各種リサイクル法やダイオキシン規制へと繋がった。

豊島の現場と歴史は、大量廃棄が前提であったこの国を循環型社会へと転換させたランドマークなの

である。同時に豊島事件は、それまでゴミ問題は押し付けられた人たちの問題として認識されてきたが、それを社会問題へと昇華させたのであった。

そして、第2のフェーズは調停条項の履行。つまり史上最大級の原状回復事業は「人が汚した環境は自然科学的あるいは社会科学的に回復させることができるか」という問いと真正面から向き合い、その途上にあり、前例のない枠組みや取り組みが見られる。

現場の地下水が排水基準を下回ったことを受けて、遮り壁含む関係施設を撤去し、今年3月整地を終えた。積極的な浄化から「自然浄化」の段階へと移行

した。しかし、最終目標である環境基準を全域が下回るまでに要する時間はまだ見通せていない。ただ、この取り組みが類似事例や世界の先例として注目されていることは事実である。

今後、浄化の完了が宣言されたとき、自然海岸に戻すという取り組みという第3のフェーズが始まることになる。これまた先例のない取り組みであり、世界中から知恵を仰ぐことになる。

そうした取組みの原点は「わしの時代に島を汚してしまった、きれいにする道筋を立てておかんと死んでも死に切れん！」という一途な思いであった。

◆ 豊島不法投棄現場北海岸の干潟生物観察

～ 観察インストラクター 坂本明弘先生に聞く 聞き手：顧問 石井 亨

資料館で豊島事件の歴史をたどった後、処分地北海岸干潟へと生物観察に向かった。



観察インストラクターは、坂本明弘先生である。先生は学生時代、東京の大学で干潟生物の研究に取組み、卒業後、地元笠岡に戻り学校の先生として活躍され、現在「倉敷市自然博物館友の会」のメンバーで子供たちや社会人と観察会などを行っている。

北海岸干潟は、産業廃棄物問題の発覚以前、昭和初期からガラス原材料として砂を採取した現場であり、元の状態は今としては分からない。

Q 北海岸の印象は…



カメノテ

比較的海岸線の生物は量的に少ないという印象を持ちました。一旦攪乱された浜であり、その後の土砂採取に伴う土堰堤、原状回復

工事に伴う根固め工などの工事を経て、北部へと続く磯浜にも自然の転石が少なく、小型貝類などの生息環境が余りない。

これら貝類の殻を利用するヤドカリ類も小型のもの

のは生息しているが量も少ないように見受けられます。二枚貝も殆どいないようです。

でも、潮がひいて沖合へ干潟が広がると、コアマモ、アマモが広大に広がり、ゴカイ類の産卵が見られます。底質は泥ではなく細かい砂のようです。特に7月1日の観察会では、ミナミエラコ（ケヤリ目）やツバサゴカイ（スピオ目）などの他地区では見られにくい、固着生活をする大型のゴカイの仲間、ケヤリムシ類が見られました。これらはいずれも絶滅危惧Ⅱ類種です。生息の様子から、わりと多くの個体数がいると思います。

これらは他生物が共生することと、棲管がかなり深くまで入って底質に酸素を送り込むことが知られています。タマシキゴカイの卵も見られたが、数はそれほど多くはないようで、カニ類も比較的少なかったように思います。

Q 豊島も東部を中心に児島湾水系の影響を受け易く、貧栄養がよく問題視されますが、環境が温存されているということでしょうか…

瀬戸内海の生物にとって、今、貧栄養が問題視されていますが、ミナミエラコやツバサゴカイは海流に乗ってくるプランクトン類を餌とするので、眼前の潮流の早い流れが、棲息していける大きな要因なのでしょね。

Q 子供の頃と比べ瀬戸内海の変化について思うことはありますか？…

アサリが居なくなりました。70年代から激減と言われていましたが、それでも笠岡の干潟では潮干狩りの様子が見られていました。全く潮干狩りが見られなくなったのは、ここ10年～20年程と思います。

アサリが居なくなった原因も貧栄養が取り沙汰されていますが、個人的にはネオニコチノイドなどの神経阻害殺虫成分の影響を憂えています。

笠岡では大型干拓が行われました。干拓目的は農地の造成ですが、計画の実施段階で、すでに減反が始まっており、それなのに強行し、すぐに転用し埋立地として利用してしまっただけで、開発ありきだったの

です。海砂採取も大きな影響を及ぼしました。

瀬戸内海の変遷を総括するならば、こうした要因も含め全体の変化を捉える必要があると思います。生物多様性の豊かさも、大幅に減っただろうことは推測されますが、数値化された過去の記録がない。現在を調べ、今後の変化の追跡が必要だと思います。

Q 自然海岸化するにあたって配慮することは…

できるだけ、底質を攪乱しないことでしょうか。どのように変化するのか、見ていきたいものです。また、多くの人に關心も持ってもらいたいと思います。

坂本先生、長時間にわたり、電話インタビューに応じて頂き有難うございました。(23.8.20 まとめ:石井 亨)

7月2日 瀬戸内法50年シンポジウム Part1

**基調講演 “汚染調査団”から50年をふりかえり、
これからの瀬戸内海を考える (要旨)**

京都精華大学名誉教授・瀬戸内海汚染総合調査団：山田國廣

(1) 瀬戸内海汚染総合調査団の結成と調査の実施 (出来事)

大学紛争が吹き荒れていた1971年夏、100名近くの若手研究者と学生により「瀬戸内海汚染総合調査団」が結成された。100トンの船とバスをチャーターし「環境破壊現場を目で確認し、漁民から学ぼう」と、2週間で瀬戸内海を一周する調査を実施した。



教員(当時)であった藤岡義隆さんから“呉湾で獲れた頭部に腫瘍ができたホルマリン漬けのお化けハゼ”を見せられた。大分県中津では、豊前火力や周防灘大規模総合開発に対し、豆腐屋で作家の松下竜一さんたちが反対運動を行っていた。愛媛県伊方では伊方原発建設が強行され地元の漁民たちが反対運動を展開していた。川之江や伊予三島ではパルプ工場排出のヘドロ汚染に、漁民は漁船デモなどで闘っていた。

「大学は誰のためにあるのか」という議論をしている間にも、瀬戸内海的环境破壊は進んでいた。それに対し身を挺して闘っていたのは、漁民、地元住民であり、女性たちであった。闘っている大学人は殆どいなかった。この2週間の旅こそは「私の運命を変える(研究テーマを環境学へ転向)出来事」であった。

岡山県水島コンビナート入口の呼松漁港では“背骨の曲がったボラが群れを形成し回り続けている異様な光景”。広島県福山では日本火薬工場から流れ出る工場排水にpH2という強い酸性汚染を測定。呉市に入ると、東洋パルプの異臭が鼻を突き、地元の中学

(2) 瀬戸内海は古来より日本を代表する自然循環構造生態系であった (循環構造)

瀬戸内海の地形は数億年前にマグマ対流によりプレートが移動して形成された。瀬戸内海の水は太陽熱で蒸発した水蒸気が上昇に伴い、熱は宇宙空間へ捨てられ、冷たくなって雨水となり降り注ぐ“地球水循環構造”によるものであった。水の中で偶然にも原

始生命が誕生し、突然変異によりプランクトン、魚類、両生類、哺乳類、人類へ進化して瀬戸内海としての自然循環生態系構造が形成されてきた。1934年3月16日、瀬戸内海は最初に国立公園に指定された日本を代表する循環構造自然であった。

(3) 高度経済成長政策が瀬戸内海の循環構造生態系を破壊し続けた (変動局面)

瀬戸内海に“安定的循環構造生態系を破壊する変動局面”が訪れた。一つ目は1962年の池田内閣が進めた「全国総合開発計画」、「新産業都市開発促進法」「工業整備特別地域整備法」。これにより太平洋ベルト地帯と瀬戸沿岸にはコンビナートが形成されていた。1969年には佐藤内閣による「新全国総合開発計画」策定で、沿岸のコンビナートを加速させた。1972年には田中角栄著「日本列島改造論」が出版され、「日本列島に高速道路網、瀬戸内海には3ルートの本州四国連絡橋をつくり、山を削り海岸を埋立てれば国土を増やせる」と豪語していた。1986年には中曽根内閣により「民活法」と「リゾート法」が成立し、全国にリゾート構想が打ち上げられ、中でもゴルフ場が1990年には400か所にもなり、なお建設中が80か所、計画中が200か所等という“ゴルフ場建設ラッシュ時代”が訪れた。私が「ゴルフ場亡国論」を書き、環瀬戸内海会議が「立木トラスト運動」を始めたのは、このゴルフ場建設を止めるためであった。変動局面は瀬戸内海に大規模環境破壊事件をもたらした。その代表が1974年12月18日に起こった“三菱石油水島製油所からの重油流失事件”であった。そして1978年には豊島の産業廃棄物処分場を香川県が許可し、全国から産廃が豊島に持ち込まれる“豊島産廃

事件”が起こり始めた。



シンポジウムの一コマ

1973年10月2日、播磨灘における赤潮訴訟をきっかけに瀬戸内海環境保全臨時措置法が交付され、COD、窒素、リンの総量規制と埋立てへの配慮などが定められた。これは、瀬戸内海の循環構造を破壊してきた政府による“変動局面の修正”であった。

(4) 瀬戸内海の自然循環構造を取り戻す4つの方法 (未来)

私は「瀬戸内海の自然循環構造を取り戻す4つの方法」を提案する。

- ① 循環型自然を取り戻し、環境と資源を持続させていくこと：瀬戸内海における埋め立てを禁止し、砂浜、磯浜、藻場を保全していけば100年後でも魚や海藻が獲れ、人々はそこで憩うことができる。そして、赤潮の出ない瀬戸内海にしよう。
- ② 瀬戸内海でこそ”社会的公正“を確立すること：瀬戸内に持ち込ませない、瀬戸内海に堆積してい

るプラスチックごみなどを回収し河川からのごみ流入をゼロにする。

- ③ 原発原子炉や使用済み核燃料には放射性物質だけでなく猛毒のテルルなど化学物質が大量に堆積している。伊方原発を早急に廃炉にしよう。
- ④ 物質的な豊かさに代わり”存在そのものの豊かさ“を求めていく：瀬戸内の自然海岸を散策し、美しい夕日を見、おいしい魚を食べる生活は世界にも誇りうる”存在の豊かさ“である。

豊島からの報告 豊島事件と瀬戸内海



環瀬戸内海会議顧問 石井 亨



私は豊島事件の現場は、この国が大量廃棄型社会から循環型社会へと転換したランドマークであると語ってきた。

それでは、その循環型社会はうまくいっているのだろうか。廃棄物の視点で考えると、豊島公害調停が成立した2000年の廃棄物の総排出量は4億5000万トンでバブル以降横ばいだと言われていた。それがやっと4億3000万トンを下回ったようだ。埋立量はというと、2000年の埋立実績は凡そ5600万トンで、兵庫県警が摘発した1990年には、1億1000万トンに迫る数字が見て取れる。1970年の法制定以降だけでも数十億トン、処分場の数は合法違法を問わず数十万か所に及んだことは、容易に想像できる。

こうした過去に埋めた廃棄物が原因と考えられる飲料水用地下水源の汚染事故などは後を絶たない。この最終埋立量については、2025年、1300万トンを下回ることを目標に減量化が進められている。

その一方で、世界の大型焼却炉の70%が日本にあると環境省HPにも公開され、日本は燃やすことに特化した国であり、焼却炉の大型化に伴って数こそ減ってきたが、焼却量は余り減っておらず、リサイクル率も余り上がっていない。

ゴミ問題とは、端的に言えば人工物問題である。貝塚に見られるように古来から人は消費活動を行っては廃棄してきた。自然のマテリアルのままでの消費や廃棄は大きな問題にはなりにくかった。それは自然界にそのまま受け入れられて来たからである。問題は人類が科学の発展とともに、それまで自然界になかった人工物を開発し便利に大量に使い始め廃棄してきたことにある。

その上で、旧来に倣って廃棄しようとしたときに自然界に受け入れてもらえなかった。これがゴミ問題として社会問題化したのだ。

人工物、言うまでもなく高層ビルから高速道路ま

で人工物は、いずれはやがてゴミになる。

WWFは、20世紀初頭の地球上の人工物総量はおよそ350億トンで、全生物量の3%程度であったが、2020年その量が逆転して全生物量1兆1000億トンを超えたと発表した。つまり現在の私たちは1兆1000億トンのゴミ予備軍を抱えているのである。そして人類が人工物を作り出す速度は指数関数的に増加しており、次の20年で過去100年の2倍から3倍の人工物を生み出すだろうと予測されている。もう20年もすると、ゴミ予備軍は3兆トンを超える可能性があるのだ。

他方、人類は過去48年間で、生物多様性の豊かさの69%を失ったとも報告された。

翻って瀬戸内海。

瀬戸内海を語るとき、1868年に瀬戸内海を渡ったドイツの地理学者リヒトフォーフェンの言葉がよく引用される。豊かさの象徴として「瀬戸内海」を絶賛している。リヒトフォーフェンが見た瀬戸内海とはどんな海だったのか。クジラが回遊し、海岸には日本アザラシが群れていた光景が想像される。

もちろん、これら大型哺乳類が栄えるには、豊富な魚介類の底支えがあり、こうした生物を養う豊富な栄養が瀬戸内海を取り囲む山々から陸水によって供給されていたことは紛れもない事実である。

この変化を想像すれば、人類は生物多様性の69%を失ったという表現は、リアリティーを持ち得るし、ともすれば瀬戸内海の生物多様性は69%以上に失われてしまったのかもしれない。本当に人類は豊かになっているのだろうか。ただ、定量化して変化を捉えるに足る調査や記録はどこにもない。

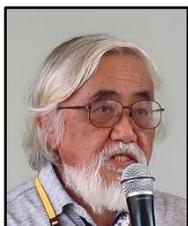
豊島の人たちは近代日本の歴史の中で、この国の在り方を変えてしまうような小さな奇跡を引き起こしたのかもしれない。

しかし、どうやら人類は、人類規模、世界規模で今一度奇跡を起こす必要性に迫られているのではないだろうか、それが今日提起しておきたい問いである。

提言 瀬戸内法50年と同時進行の 『生物多様性の国際取組』を活かそう



環瀬戸内海会議共同代表 湯浅一郎



私は、本誌 80 号で『新「生物多様性国家戦略 2023-2030」策定で高まる「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の価値』と題した論稿を書いた。これは、昨年 12 月にカナダ・モントリオールで開かれた国連の生物多様性

条約締約国会議 (COP15) で新たな国際目標が採択され、これを受け政府が今年 3 月に閣議決定した新生物多様性国家戦略の意義につき、環瀬戸のパブコメ意見書を含め論じたものである。

シンポでは、この論考を基礎に瀬戸内法 50 年プロジェクトを進めている年に、同時進行している生物多様性の国際的枠組みを活かす視点を提起した。

私が注目したのは、新戦略の第 1 章「生態系の健全性の回復」の中にある 2 つの行動目標である。

・行動目標 1-1 「陸域及び海域の 30%以上を保護地域及び OECM により保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する」。

・行動目標 1-2 「土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系 30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する」。

これらの具体化は容易ではないが、最も具体的な方法は、環境省が 2016 年に抽出した既存の『生物多様性の観点から重要度の高い海域』(以下、重要海域)の沿岸域 270 海域を活用することである。うち 57 海域が瀬戸内海にある。「今までどおりから脱却」するのなら、物質循環を断絶する埋立て禁止を含めて、「すべて保護区にする」方針を打ち出してもおかしくない。

重要海域の選択に当たっては 8 つの抽出基準があり、海域ごとに評価している。

1. 唯一性または希少性

2. 種の生活史における重要性

3. 絶滅危惧種

4. 脆弱性、感受性または低回復性

5. 生物学的生産性

6. 生物学的多様性

7. 高い自然性の保持

8. 典型性、代表性

本誌 80 号では、何としても保護区にすべき一例として上関原発予定地・山口県田ノ浦海岸が含まれる「長島・祝島周辺」(海域番号 13708)に取り上げ、「山口県知事の田ノ浦海岸埋立て承認は、生物多様性基本法に照らして法的に瑕疵がある」と指摘した。

一方で「大阪湾」(海域番号「13405」)は、「貧酸素化が慢性化しているが、複数の魚種(イシガレイ、マコガレイ、ヒラメ、ガザミ、クルマエビ、ネズミゴチ、スズキ、コノシロ)の産卵域と重なる」ことから選択されている。抽出検討会では適否につき相当な議論になったようであるが、「劣化した生態系の再生」に向けた対象と捉えれば、これをどう改善していくのかは大きな課題となって浮上する。この海域については、行動目標 1-2 を適用していくべきであろう。

このようにして、瀬戸内海に 57 か所ある「重要海域」につき個々の状況を吟味・検証し、そこから「海洋保護区にすべき海域」、「劣化した生態系の再生の対象とする海域」などを選び出し、行政や住民に提案していくことが有効ではないかと考えられる。これは、プロジェクトの「未来への提言」の一つの柱となるのではないかと提起した。

50 年プロジェクトは、まとめに向かうものとしてシンポジウム part2 を 10 月 1 日に神戸市内で開催する。上記の問題意識を念頭に置きつつ、瀬戸内海全域を対象とした漁協の「聞き取り調査報告書」をまとめ、それらを総括して瀬戸内海との付き合い方に関する「未来への提言」を生み出したいと考えている。

瀬戸内法改正の趣旨を活かし、府県の取り組みは行われているのか

～ 瀬戸内沿岸 11 府県へのアンケート結果から ～

環瀬戸内海会議副代表 末田一秀

瀬戸内法 50 周年プロジェクトの取り組みのひとつとして、同法を所管する沿岸 11 府県の環境部局と水産部局に対してアンケート調査を行いました。現時点での結果取りまとめの概要です。

1. 瀬戸内海環境保全計画

国の基本計画変更（2022 年）を受けて、各府県は計画変更をする必要があります。大阪府、岡山県、香川県、徳島県が変更済み、広島県は変更を予定しておらず、その他の県は作業・検討中です。湾灘協議会等の議論状況を聞いたところ、各府県とも協議会や審議会での議論、パブコメを実施又は予定していました。引き続き、特に作業検討中の各県で湾灘協議会等を通じて地域の声が反映された計画となるよう求めていく必要があります。

瀬戸内法 2015 年改正（以下、15 年改正）で湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて取り組むこととされています。したがって、計画では湾灘ごとに目標や対策を書き分ける必要があるはずですが、岡山・愛媛・香川の三県の計画はそうなっていません。理由を尋ねましたが、「県面積が小さいこともあり、県全域で県民みんなで里海づくりに取り組んでいる」とした香川県以外は、十分な回答が得られていません。

2. 湾灘協議会

15 年改正で、府県計画を定める際は湾灘協議会の意見を聴くことになっています。しかし、大阪府と和歌山・福岡・大分の三県は湾灘協議会を設置していないため、その理由を訊きましたが、いずれも他の手段で意見を聴いているからとのことでした。それで十分なのか、さらに検証する必要があります。

湾灘協議会を設置している県も、本来「湾、灘その他の海域等を単位として」設置されるべきところ、兵庫・岡山・山口・愛媛・香川の各県はそうなっていません。理由を聞いたところ、岡山県の回答などは法の趣旨を理解しているのか疑わしいものでした。

3. 栄養塩管理計画

ノリの色落ちなど貧栄養が指摘されていることを踏まえ、瀬戸内法 2021 年改正（以下、21 年改正）では、特定の海域への栄養塩類供給を定める計画を策定することができることになりました。現在、策定済みは兵庫県のみで、その他の府県に策定予定を聞いたところ、具体的な策定予定があるのは、愛媛県と香川県でした。

本計画策定にあたっては、湾灘協議会の意見を聴くべきではと質したところ、前向きな回答が多く寄せられました。

4. 自然海浜保全地区

21 年改正で、水際等で藻場等が再生・創出された区域等も指定可能になりました。各府県の自然海浜保全地区の指定に関する条例を法施行に合わせて改正する必要がありますが、和歌山・兵庫両県は行っていません。これについて尋ねたところ、和歌山県は「改正予定はない」、兵庫県は「検討します」とのことでした。法に整合するように条例は整備されるべきです。

指定要件の追加に伴い新たな指定の検討状況について尋ねたところ、新規指定地候補の有無について調査しているのは大阪府と兵庫・岡山の二県であり、多くの県で調査すら行っていないのが現状です。これでは法改正が活かされません。

5. 生物多様性

2015 年改正で「生物の多様性や生産性の確保」が基本理念に入っています。本年 3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030 の行動目標を各府県の環境保全基本計画に盛り込むか、また『生物多様性の観点から重要度の高い海域』を保護区に指定するか」尋ねたところ、積極的な回答をした府県は残念ながらありませんでした。（2023. 8. 19）



暑かった 呉・松山

環瀬戸内海会議幹事 井出久司・大野恭子

7月3～5日 呉市周辺

井出久司

2013年だろうか、初めて呉の生物調査に参加したのは。最初は、良いポイントだと思っても、濁って海中が見えず、愛媛の海岸と全く違うなという印象だった。それから毎年行くと、何年目かに初めてサザエを見つけた。アワビもタコも見つけた。加えてムラサキウニの個体が増えた、サザエの小さい個体が増えた、など環境が回復しているという印象を受けている。海岸生物調査というのは、言わば海の出席簿のようなものだ。「カメノテ組は何人いますか？イボニシ組は？サザエ組は？」「あれ？今年はナマコ組いませんか？マガキ組はいませんか？」というように。鹿児島島の川内原発西側の海岸でも同じようなことが起こっている。川内原発が稼働を停めていた時には小さな

マガキが生息していたのを発見したが、再稼働して1年前後して観察すると全滅していた。

こういう陸地側、人間側の影響が海岸の生物の生息に大きな影響を与えている。生物調査には、それを監視するという意味もある。呉の生物調査の場合は、それに加えて、故藤岡先生による1960年からの長きに渡る調査を引き継ぐという意味もある。こうした生態学的調査は、いかに長く同じ地点を調査しそのデータを収集、分析するかで価値が決まる。藤岡先生の何十年に渡る調査、データは他に類を見ないものである。この調査は環瀬戸内海会議が受け継ぎ、データを集積していくよりほかないだろう。人員的にも体力的にもキツイ調査だが、これを途絶えさせてしまうのは学術的にも余りにも惜しいと思う。来年度からも引き続き参加すると共に、協力者の参加が待たれる状況ではある。(23.8.25)



8月3日 松山市白石の鼻

大野恭子

今年の白石の鼻の生物調査は8月3日(大潮16:10干潮)でした。参加者は12名。いつものカメノテとイボニシを数えます。今年は去年の約半分と個体数は減っていました。目視でも少ないだろうということが予想されました。今年の夏は例年以上に猛暑だったので、それも影響しているのでしょうか？子どもも大人も暑い暑いと時おり海に足を浸けながら観察しました。大潮ということもあって、磯場にはいつ



もは見られない生き物がたくさんいて、濃い生き物の気配を感じます。最初は気持ち悪い！とこわがっていた子どもたちもだんだん積極的に石を動かしたり、じいとうごめく生き物を観察し始めます。

今年はクリアケースを3つ持っていったので、生き物を四方から観ることができ、楽しかったです。図鑑を持っていくともっと広がるだろうな、探して購入しようと思います。夢中になっているうちに、海水が今まではそこにあったのに、いつの間にか遠くに。地球の大きなエネルギーを体感していました。浅い磯場は生命のゆりかごのようで、水面を漂う幼魚も観察できました。未来はもっともっと濃い多様な生き物で溢れていることを願うばかりです。(2023.8.17)

瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画 変更にあたってのパブコメ意見

環瀬戸内海会議副代表 末田一秀

国の「瀬戸内海環境保全基本計画」変更（2022年02月25日）を受けて、各府県は府県計画を変更する必要がある。大阪府、岡山県、香川県、徳島県が既に変更済みで、このうち岡山県の計画変更の際してのパブリックコメントで行った意見書は、トラストニュース No79（本年2月発行）に報告されている。

今回、大分県が6月1日～30日まで、愛媛県が6月5日～7月4日までパブコメ意見募集を行ったので、それぞれ意見を提出した。

《大分県》

大分県のHPでは、8月2日更新で結果が公表されている。出された意見は、環瀬戸の意見（6項目）のみであった。

「赤潮の発生件数は、豊後水道、別府湾、周防灘・伊予灘の区分となっている。湾灘ごとの実情を正確に把握できるよう、周防灘と伊予灘それぞれの値が読み取れるグラフにすべき」など3つの意見に対して「ご意見を踏まえ」記載の追加、修正が行われた。

また、それ以外でも「栄養塩類管理の検討にあたっては、湾灘協議会の活用など、それぞれの海域ごとの関係者の意見の反映を図れる検討体制を構築することを明記すべき」との意見に対して「栄養塩類管理の検討に際しては、漁業者や環境保全団体等、海域ごとの関係者との協議が重要だと考えています。関係者の意見を踏まえ、関係部局と連携し栄養塩類管理の効果や必要性について検討して参ります。」「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を保護区に指定すべきとする意見に対しても「OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）への登録に向けて「自然共生サイト」の認定を今年度からスタートさせています。県が指定する「県立自然公園」や「自然海浜保全地区」などについては、必要に応じ、区域等の見直し

を行うとともに、生物多様性の保全に努めて参ります。」との前向きな見解が示されている。

《愛媛県》

愛媛県には11人が意見提出している。（7月24日結果公表）

改正瀬戸内法では、湾灘ごとの実情に応じた対策が求められているのであるから府県計画も当然湾灘ごとに施策が書かれるべきであるが、案ではそうになっていなかった。湾灘ごとに示すべきとの意見に対して、示された見解は、「原案のとおり。計画の添付資料において、湾灘ごとの環境基準達成状況等を掲載します」というものであった。

唯一「栄養塩類管理の検討にあたっては、湾灘協議会の活用など、それぞれの海域ごとの関係者の意見の反映を図れる検討体制を構築することを明記すべき。」との意見に対して「修正します」との見解であるが、その修正内容は「湾・灘協議会等を活用」となっていた案を「愛媛県湾・灘協議会等を活用」にするというものだ。愛媛県は、本来、燧灘、安芸灘、伊予灘、豊後水道の別に湾・灘協議会を設けなければ法の趣旨に反するのだが、県で一つの協議会しか設けていない。「それぞれの海域ごとの関係者の意見の反映を図れる体制」を求める意見に対して「愛媛県」を追記する修正は開き直りとしか感じられない。

大分県同様に保護区の指定を求めた意見に関しては「環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い海域」は、海洋の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進のため、重要と考えており、自然海浜保全地区の指定（区域の拡充）等、今後、地元市町等からの要望等を踏まえ、検討することとしています。」との見解であった。「今後検討」であり、総じて大分県よりも劣ると言わざるを得ない。（23.8.19）

瀬戸内法50年をふり返る

第34回総会では、25名が出席し、2023年度事業計画は以下の原案通り承認しました。



2023年度事業計画について

2022年～2023年は、生物多様性の保全にとって極めて重要な年になっている。2022年12月末、生物多様性条約第15回締約国会議（以下、COP15）において合意された「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」、それを推進するべく閣議決定された日本の『生物多様性国家戦略2023-2030』の2つは、当面の世界目標である。その底流にあるキーワードは、生物多様性の低下を食い止めるためには「すべてのセクターにわたる社会的・環境的責任を増進させ、目標や価値観を含め、システム全体を根本的に再編成する必要がある」という社会変革（transformative change）である。「これまで通りから脱却」し、「社会、経済、政治、技術などあらゆるセクターでの社会変革」をめざすとしている。これは、環瀬戸内海会議が取り組んでいる諸課題、例えば、瀬戸内法に基づく環境政策、上関・伊方原発、各地の産廃処分場、豊島の太陽光発電建設などもろもろの問題が、生物多様性の観点から大幅に見直されねばならないことを意味する。

（1）瀬戸内法50年プロジェクトの推進

2022年10月に立ち上げた瀬戸内法50年プロジェクトの前半は、クラウドファンディングによる財政の確保や社会への発信を含め、一定の成

果と実績を積み上げてきたが、2023年末をめどに後半の事業を継続する。具体的には以下に取り組む。

- ・7月2日、豊島でシンポ第1部を実施する。山田國広氏による基調講演「汚染調査団」から50年をふり返り、これからを考える」を初め、瀬戸内海の生物多様性を破壊した化石燃料漬け文明の根本問題としての産業廃棄物の処分のありように島を上げて対抗してきた豊島の運動に学ぶ場とする。
- ・10月を目処に漁協アンケートや聞き取り調査の報告書を作成する。
- ・関係11府県の環境・水産部局へアンケート調査を実施する。
- ・瀬戸内海にある「生物多様性の観点から重要度の高い海域」57につき、保護区や「生態系の再生」の対象とすべきとの提言をめざして、海域ごとの実態を検証する。



- ・10月1日、神戸教育会館において第2部シンポを実施する。鷺尾圭司氏による講演を中心に、「未来への提言」に関連したパネル討論を行う。
- ・12月末までに、プロジェクトの一定のまとめとしての報告書を作成する。

その後は、報告書を基礎として、環境省、関係自治体などに向けて「未来への提言」をどう働きかけていくか検討し、運動課題を構想する。

その際、考慮すべき要素として、以下を念頭に置く。

- ① 第 204 回国会の衆参両院で採択された付帯決議を履行するための方針をただす。
- ② 環境保全計画策定にあたっての灘湾協議会（複数府県にまたがる）の各県における活用方法、住民や環境NGOの参加状況等について調査する。

（２） 辺野古土砂搬出反対運動

今年度も昨年度の活動計画を引き継いでいくことを確認したい。さらに新たな活動の提案は、以下の通りである。

●<塩川へ行こう>

沖縄県外からの抗議活動参加者への助成を行う。

（目的）参加者が少ない安和棧橋や塩川港での抗議行動に加わる県外の参加者を増やす一助にする。

（対象）沖縄県外から両地区への行動に参加する土砂全協参加団体、個人に交通費の助成を行う。

- （イ）助成金を求める団体、個人は土砂全協事務局に所定の申請書を提出する
- （ロ）事務局は申請書を受理・確認後、指定された口座に送金する
- （ハ）助成金は一名 1 万円とする
- （二）その経費は土砂全協で負担することとし、2023 年度予算に、30 万円計上する

●<沖縄を再び戦場にするな！>

「安保 3 文書」改訂に向けた有識者会議のメンバーに、大手メディア幹部・OB が参加するなど、権力を監視するという本来の役割を投げ捨てたマスコミのもとで、琉球弧で急速に進む軍事要塞化など、国民にとって大切な情報が極めて少なくなっている。このような情勢を踏まえ、「島々を戦場にするな！沖縄を平和の発信地に！」という沖縄の思いに呼応して、学習と発信を大いに進めよう。

（３） 原発再稼働・上関原発建設反対運動

瀬戸内法 50 年プロジェクトの中で、伊方原発が瀬戸内海の環境に与えてきた悪影響について考察する。また、上関原発予定地が、生物多様性国家戦略からみても保護すべき重要な海域であることを訴えていく。

原子力を脱炭素電源と位置付けて国を挙げて推進しようという岸田政権の原発回帰政策の問題点を暴き、伊方原発をはじめすべての原発を廃炉に持ち込めるよう、あらゆる機会を通じて訴えていく。

（４） 各地の廃棄物処分場・残土処分場建設問題への取組み

- * 兵庫県 姫路市夢前町産廃処分場計画
 - * 岡山県 岡山市御津地区 2 か所の産業廃棄物処分場計画
 - * 広島県 三原市産廃処分場計画反対運動
 - * 広島市 一般廃棄物処分場計画
 - * 今治市波方町 建設残土処分場計画
- 各地の産廃・一廃そして建設残土処分場建設に反対する住民の闘いを積極的に引き続き支援していく。
- 裁判傍聴、市民への理解と支援呼びかけ等、可能な限り活動しよう。

（５） 石炭火電新・増設、メガソーラー・小規模太陽光発電への取組み

とりわけ、小規模太陽光発電問題で、厳しい状況にある豊島の闘いを支援していく。各地の住民運動、裁判での闘いを積極的に支援していく。

（６） 瀬戸内海沿岸の海岸生物調査について

21 年目となる瀬戸内海沿岸の海岸生物調査は、今年も各地でこれまで協力頂いた団体・市民の力を得て継続する。特に呉市周辺の海岸生物調査は今後も継続するが、本年は 7 月 3 日～5 日に行う（トラストニュース 80 号参照）。このデータは、1960 年頃からの生物多様性の喪失を実証するほとんど唯一のものであり、その価値を社会に発信することに努める。

併せて呉以外にも、特定の場所に関する出現している総種数を調査する地点をいくつか作るべく、白石鼻、中島、竜島などでの具体化をめざす。

(7) クラウドファンディング予算について

環瀬戸として瀬戸内法 50 年プロジェクト遂行にあたり、その資金を確保するために、初めてクラウドファンディング（CF、以下 CF と略記）を実施しました。

当初、開始日が 3 月 15 日、募集期間：59 日間、最終期限：5 月 13 日までに 130 万円の寄附を募る計画でした。最終期限を待たず目標達成

し、ネクストターゲットとして 30 万円上乗せ 160 万円を設定し、最終的には寄付総額 1,728,000 円が寄せられました。

CF 取扱業者 READYFOR への手数料（17%）を引いた額 1,434,240 円の資金が確保できた。

ご協力頂いた会員・協力者の皆様には、この場を借りてご協力に感謝申し上げます。

当初、2023 年度予算案作成時は、CF の達成が見通せず未計上となりました。達成した今、CF 分予算案を下記の通り、2023 年度予算案に加えることとしました。

収 入

科目	摘要	金額
CF 寄附	CF 支援者寄附	1,434,240
	合 計	1,434,240

支 出

科目：CF 寄附支出

補助科目	摘要	金額
通信交通費	調査関係送付代：聞き取り調査旅費	200,000
作成費	紙媒体報告書作成・印刷	700,000
	CD 版報告書作成	100,000
シンポ等開催費	講師謝礼・旅費・宿泊費・会場費他	300,000
環境学習ツアー開催費	講師謝礼・移動用車両代	100,000
作成費	報告書作成費の補充他	34,240
	合 計	1,434,240

（款項目流用を可とする）

(8) 事務局体制について

役員会では 6 月 12 日、事務局体制を強化するため、事務局次長を置くことにしました。同役員会に出席していた青野篤子幹事に事務局次長就任を要請し、本人も同意しました。本総会も事務局次長設置と青野篤子幹事の就任を了承しました。

早速、クラウドファンディング（CF）を統括し、瀬戸内沿岸の漁協へのアンケートや面談による聞き取り調査の集計、そして調査報告書作成に取り組んでくれています。

岡山市御津産廃処分場 許可取消請求裁判日程

- エヌエス日進産廃処分場
許可取消請求第 21 回口頭弁論
9 月 20 日（水） 11：00～
 - 西日本アチューマツト産廃処分場
許可取消請求第 20 回口頭弁論
10 月 23 日（月） 11：00～
- 原告への尋問が行われます。
いずれも岡山地方裁判所

2022年度決算並びに2023年度予算案

環瀬戸内海会議・第33期(2022.4.1~2023.3.31) 予算及び決算 並びに次期,第34期(2023.4.1~2024.3.31) 予算案

	勘定科目	補助科目	第33期		第34期予算
			予算	決算	
収 入	前期繰越		1,842,509	1,842,509	1,796,449
	年会費		730,000	869,000	980,000
		団体	80,000	40,000	50,000
		個人	500,000	638,000	630,000
		総会参加費等	150,000	191,000	300,000
	事業収入		0	15,000	0
		集会シンボ等	0	0	0
		辺野古冊子販売利益	0	0	0
		物品販売・冊子販売	0	15,000	0
	寄付・カンパ		450,000	463,200	350,000
		環瀬戸内海会議	350,000	311,100	350,000
		辺野古反対運動支援	100,000	152,100	0
	雑収入		15	23	20
		雑収入	0	0	0
		受取利息	15	23	20
	助成金		0	0	0
		普天間爆音訴訟団補助	0	0	0
合 計			3,022,524	3,189,732	3,126,469
支 出	会議費		230,000	361,050	320,000
		役員会	30,000	0	20,000
		総会	200,000	361,050	300,000
	活動費		200,000	144,200	140,000
		旅費交通費	200,000	144,200	140,000
	機関紙費		435,000	463,557	500,000
		封筒・振替用紙印刷	15,000	15,675	60,000
		発送費	240,000	259,078	250,000
		印刷費	180,000	188,804	190,000
	事務所費		120,000	120,000	120,000
	事務局費		198,000	243,378	213,000
		通信費	130,000	174,190	140,000
		事務消耗品費	20,000	38,733	35,000
		資料費	10,000	9,000	10,000
		印刷費	35,000	18,422	25,000
		支払手数料	3,000	3,033	3,000
	共闘費		25,000	23,000	25,000
		諸会費	20,000	23,000	20,000
		寄付金	5,000	0	5,000
	雑支出		5,000	4,330	2,000
	機材購入費	0	0	0	
	雑支出	5,000	4,330	2,000	
雑損失金		0	5,678	0	
仕入高		0	15,000	0	
振替通知料金		10,000	13,090	13,000	
合 計			1,223,000	1,393,283	1,333,000
差引残金(次期繰越)			1,799,524	1,796,449	1,793,469

監 査 報 告

環瀬戸内海会議第33期(2022年度)会計を厳正に監査したところ、
帳票書類等正確かつ適正に処理されていることを認めます。

監 査

前田俊英 

監 査

置塩亨介 

**

山口県上関町

何という暴挙！！

上関町長が中電に中間貯蔵 調査受け入れ表明

***** 環瀬戸内海会議幹事 三浦 翠 **



2023年8月1日、中国電力が上関町への中間貯蔵施設を関西電力と共同で建設すると表明してから2週間あまり、その間町民への説明も皆無のまま18日の臨時町議会では採決なしで受け入れを決めるというので町内外は騒然となった。この日、狭い上関町役場の庭は心配して駆けつけた人々と報道陣でごったがえした。大分県から駆けつけたグループもあった。

町長の車が役場前に到着すると、「勝手に決めるな」と横断幕を車に押し付け町長を議場に入れまいと大勢の人がバリケードをつくった。もみ合いの末、西哲夫町長は機動隊に抱きかかえられて庁舎に入った。

傍聴券には外れたが、ロビーのモニターで議場の様子を見ることができた。中間貯蔵施設の調査受け入れに反対なのは30代の若い町議3人。あとの若くない7人は調査受け入れに賛成。若い議員たちは「42年間続いた町内の対立をさらに続けるのか」、「こ

んなものができたら移住して来ようかと思った人も来なくなる」、「僕たちが望む豊かな自然を生かした町づくりはできなくなる。」と、切実に訴えていた。

これに対して、賛成の議員たちのいうことは、お金のことばかり。「町の財政はひっ迫している。この事業のいいところは、調査の段階から交付金がでることだ」、「東海村に視察に行つて実際キャスクに触つてみたけど安全だった」と安全神話をあおる意見も。

42年間も原発を推進してきた人たちが死の灰について全く無知なのにはあきれるといふか、悲しくなるといふか、ともかくこんな人たちにこの瀬戸内の奇跡の海を、生物多様性国際条約でも守るべきとされる大事な海を任せてはおけないと強く思った。当地での運動はこれからますます重要性を増すことになる。全国からの応援、よろしくお祈りします！

(2023. 8. 22)

中国電力プレスリリース 2023年8月18日

上関地点における使用済燃料中間貯蔵施設の設置に係る調査・検討の実施について

当社は、上関町長からの地域振興策の検討要請に対し、本年8月2日、上関町大字長島の当社所有地内において使用済燃料中間貯蔵施設の設置に係る検討を進めることとし、立地可能性を確認するとともに、計画の検討に必要なデータを取得するための調査を実施したい旨、上関町長に回答しました。本日、上関町長から、当社が回答した使用済燃料中間貯蔵施設設置に係る調査・検討を受け入れる旨のご連絡をいただくとともに、調査・検討を進めるにあたって、安全への留意や町民の皆さまへの情報提供等のご要請をいただきました。当社においては、いただいたご要請を踏まえ、環境保全に十分に留意しながら安全第一で調査・検討を進めてまいります。また、町民の皆さまなどへの情報提供等についても、ご要望などを踏まえながら丁寧に対応してまいります。

中国電力原子力情報：意見・問合せ

https://inquiry.energia.co.jp/webapp/form/22903_xwhb_6/index.do



「命・くらし・水」は誰が守る！？ 本郷産廃反対運動の現場から

ストップ本郷処分場事務局長

三島弘敬

三原市本郷町日名内、三原市と竹原市の山頂に、安定型産業廃棄物最終処分場建設が許可されて、3年5カ月が経つ。ここは三原市沼田川水系と竹原市賀茂川水系の水源で分水嶺のど真ん中、汚染排水は両市民10万人の水道水源に垂れ流される。

住民は県知事に42,000名の反対署名で民意を訴えた。三原・竹原両市議会は意見書を送付した。利害関係住民は500通を超える意見書を提出した。しかし、県は20年4月、民意を黙殺無視し、建設を許可した。

行政に裏切られた住民はやむなく20年6月、517名が広島地裁に「業者に対する建設差止の仮処分」と「県知事に対する許可取消」を求め提訴した。2022年3月、広島地裁の仮処分一審は、「井戸水生活者の平穏生活権、浄水享受権（憲法25条）を侵害する恐れがある」とした住民勝訴の決定であった。

しかし、22年6月の「異議審」、23年3月29日の抗告審では一転、「住民が井戸水まで汚染水が到達することを立証できていないので判断できない」と建設許可を認める不当決定が下された。

一方、行政訴訟では23年7月、広島地裁は「県の行政手続きには、看過しがたい過誤・欠落があり違法である」と断じ、「許可取消」を命じた。

「違法」と断定されたのは、廃掃法で定めた生活環境影響調査を県が怠ったこと、住民の意見書での訴えや、県が指名した有識者の会議で再三、生活環境への影響が指摘されていたにもかかわらず、井戸水生活者の存在を調査しなかったこと、農業用水の調査を指定場所で行わなかったことである。

県は、業者の「井戸水生活者は存在しない」という報告を鵜呑みにし、調査もせずに許可を出したことを違法と断定したのだ。

これで、住民の「いのち・くらし・水」は守られると期待したが見事に裏切られた。県は、「判決は行政手続きの不備を指摘しただけ。問題はない」と控訴したのだ。さらに、23年6月の操業からわずか9カ月、恐れていた汚染水の垂れ流しを住民が確認し県に通

報した。県の立入り検査でBOD基準値の2.7倍の汚染が確認され、搬入の停止指導が出された。さらに、業者は指導を無視して操業したために県から「警告」指導を受けた。しかし、原因究明も不十分なまま、わずか19日後、県は再開を許可した。

今も、汚染水は垂れ流され続け、水源取水口には異臭と泡だらけの排水が注いでいる。出穂期の一番水が必要な時期、7月31日、住民は県に直訴した。

「日名内川には水がある。しかしその水を引けない。田は地割れし、稲が枯れ始めている。情けない。汚染水を流さないようにしてくれ」悲鳴の訴えに、県職員は冷たく答えた。「私たちは廃掃法に基づき許可しただけです。今回の問題は、業者が違反しただけです。廃掃法に基づき対応します」と釈明した。

この間、汚染水も違反操業も住民の毎日の監視行動の中で通報し発覚したものである。県は管理監督責任を果たしていない。県は回答で、「河川の汚染排水の対策はできない」と冷たく切り捨てた。

一方、日名内では、「どびん水」（救援水）の取組が行われた。市民の呼びかけで集まったのは、市内の農業者。軽トラックにポンプと貯水タンクを積み込み駆けつけてくれたのだ。その数33台。日照りで困っているのはお互い様、2kmも離れている新池から何度も水を運んで水田に放水した。焼け石に水と笑うものもいるだろうが、善意の動きは確実に水田を湿らせ、日名内住民を励ました。

行政は、憲法に保障された国民の権利を保障するためではないのか。安心して生活する権利（平穏生活権）、安心して水を飲む権利（浄水享受権）は、基本的人権の一つである。これを守るのが行政の責任である。県に問いたい。湯崎県知事が県民に約束した「だれ一人取り残さない行政」とはどんな行政なのか。住民の人権「いのち、くらし、水」を守るのは誰か？！（2023.8.24）

この問題はひとり本郷だけのことではない。
「ともかく現地に足を運ぼう！現場を見よう！」と呼びかけたい。 編集部

事務局からの大切なお知らせ・お願い

メーリングリストの作成について



毎回ニュースをお読み頂き、ありがとうございます。

環瀬戸内海会議も発足から 33 年経ち、これまで多くの方々に入会して頂きながら、その後の動向を把握できていない方もおられます。また、メールを利用する会員もかなりおられることから、事務局からの連絡のため、また会員相互の情報交換のためにメーリングリスト(以下、ML)を作成してはどうかと思います。

そこで、このニュースをお読み頂いた方に、会員の継続や今後の連絡方法についておたずねします。回答は、同封ハガキにご記入の上、9月30日までに投函して下さい。お手数ですが、よろしくお願い申し上げます。

- ・会員の種類：個人会員・団体会員
- ・会員の継続：継続する・継続しない
→継続される場合は、今年度会費の納入をお願いいたします。
- ・ニュース購読の方法：
郵送を希望・pdf ファイルをメールで受信・不要
* ニュースは環瀬戸 HP でもお読み頂けます。
- ・MLへの参加：参加する・参加しない、
→メールアドレスをお持ちの方は是非ご参加下さい。
同封ハガキにメールアドレスをご記入下さい。
参加希望の方は、メールを↓へ送って下さい。
akko.aono@gmail.com
随時、MLに加えさせていただきます
- ・連絡先も確認のためご記入をお願いします。

事務局次長就任の挨拶



第 34 回の総会で事務局次長を拝命致しました青野篤子です。かつて阿部共同代表と「今治くらしの会」で一緒に活動しました。そのご縁で環瀬戸に入会しましたが、長く幽霊会員でした。2019年3月に福山大学退職し、2022年の総会で、突如として幹事を命ぜられ・・・これから先、何ほどのことができるか自信はありませんが、高齢化した(?)環瀬戸内海会議の活動を将来につないでいくために、皆さんとともにしばらくの間がんばらせていただきます。よろしくお願いいたします。

2023 年度会費のお願い

年会費 (一口) 個人 : 4,000 円 団体 : 10,000 円
—— 一口以上 何口でも可 ——

非礼と思いますが、会費等を納入頂いた方にも振込用紙を同封しています。環瀬戸内海会議の活動は、主に年会費とカンパで賄われていることにご理解をお願い致します。環瀬戸内海会議は 2023 年 6 月で満 33 年を迎えました。会費のお納めをお願いします。カンパ、熱烈大歓迎です!!

瀬戸内トラスニュース第 8 1 号 2023 年 9 月 1 日 / 発行責任者 松本宣崇
環瀬戸内海会議 共同代表 阿部 悦子 (愛媛県) 携帯 090-3783-8332 湯浅 一郎 (東京都)
Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp
HP アドレス <http://www.setonaikai-japan.net/>
会費等振込先 郵便振替 口座№ 01600-5-44750 名義 環瀬戸内海会議
銀行など他の金融機関からのお振込みは、ゆうちょ銀行 169 店 当座 0044750 カンセトナイカイカイギ まで

瀬戸内海の 50 年をふり返り、これからを考える

10 月 1 日(日) 13:00 開場 13:30~16:45

神戸市教育会館 501 号室

(078-222-4111)

地下鉄「県庁前」下車 徒歩 5 分

参加費：500 円



◆基調講演

水産の立場から瀬戸内海の現在と未来を考える

講師 鷲尾圭司さん(元林崎漁協職員・元水産大学校理事長)

◆瀬戸内法 50 年プロジェクト報告

漁協調査：青野篤子(環瀬戸事務局次長)

自治体調査：末田一秀(環瀬戸副代表)

◆パネル討論「未来への提言」

パネラーは、鷲尾さんと、

漁協ヒアリングを行った

西井弥生さん(たましま 干潟と鳥の会)

安藤真一さん(日本自由メソヂスト

布施源氏ヶ丘教会主任牧師)

湯浅一郎(環瀬戸共同代表)

私たちは、瀬戸内海沿岸の環境保全に取り組む住民運動のネットワークです。これまで瀬戸内海の埋め立てや海砂採取、廃棄物処分場などの計画に反対するとともに、海岸生物調査や瀬戸内法の改正にあたっての提言活動などに取り組んできました。

本年が「瀬戸内海環境保全臨時措置法」施行から 50 年にあたる節目の年であることから昨年末、「瀬戸内法 50 年プロジェクト」を立ち上げ、これまで沿岸の漁業組合や府県の担当部局を対象としたアンケート、ヒアリング調査などを行ってきました。

それらの結果を報告するとともに、みなさまとの議論を通じて、瀬戸内法の 50 年間を総括し、環境保全のための今日的課題を明らかにして将来に向けた提言をまとめていきたいとシンポジウムを企画しました。

主催：環瀬戸内海会議